

美しくなると言われたが・・・・？　長期にわたる契約は慎重に

季節は夏を迎え、薄着になる機会が増えました。「美しくなりたい」「健康になりたい」という願望から、最近エステティックサロンを利用する人が増えています。

県の消費生活相談窓口に寄せられるエステに関する相談件数は年々増加しています。契約額こそピーク時から半減したものの、強引な勧誘を断りきれず即時一括払いでの支払ってしまったが、店が閉店してサービスを受けられないなど、後々のトラブルにつながっていくケースも多く見受けられます。また、平成19年度以降は、脱毛エステに関する相談が急増しており、相談者の年齢もそれまでは20歳代以下が8割近くを占めていたのに対し、半数近くが30歳代以上からの相談となっています。

また、エステに関する相談では、体に危害が及んだという相談割合が多く、全相談における危害情報の割合(0.32%)の約10倍(3.2%)にも及んでいます。

「美しくなる」はずが、皮膚にやけどを負ったり、肌荒れをしたりしたという方も少なくありません。

「試しに」と軽い気持ちでお店に行ったものの、強引に勧誘されて断り切れずに高額な契約をしてしまうというケースが目立ちます。次のことを念頭においてよく考え、契約は慎重にしましょう。

- ①受けようとしているエステが本当に自分に必要なサービスかどうかよく考える。
- ②できるだけ多くのエステ体験者の話を聞いたり、見積もりをとるなどして自分にあったサロンを決める。
- ③はじめから長期間の契約をせず、まずは数回試してみる。
- ④少しでも体に異常を感じたら施術を中止する。症状によっては早めに医師の診察を受け、診断書をもらう。
- ⑤レーザーなどにより毛根部分を破壊して行う脱毛行為や、針先に色素を入れ、皮膚の表皮に色素を注入するアートメイクなどは医療行為であり、医師免許を持つ者でなければ行えない。施術方法がこうしたものであれば、すぐに警察へ届け出る。

なお、契約書面交付から8日以内であれば、クーリング・オフができます。また、エステティックサービスの期間が1ヶ月を超え、契約金額が5万円を超える場合は、中途解約ができます。また、その店で購入した化粧品や健康食品などの関連商品も未使用であれば解約できます。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を受け付けています。

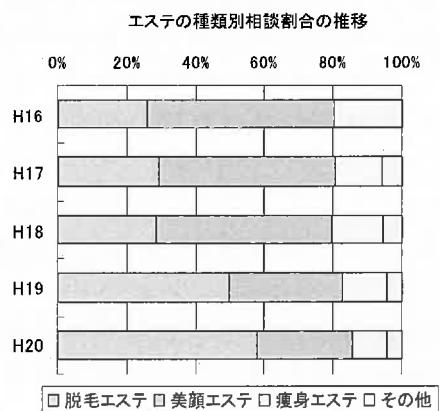
相談は058-277-1003です。土曜日も電話による相談を受け付けています。

事例1 雑誌を見て、無料の脱毛エステ体験に出かけた。永久脱毛を勧められ、しつこく勧誘されたため断り切れず契約してしまった。代金は、途中倒産したら困るから分割にして欲しいと頼んだが、そんな心配はないと言われ一括前払いでの10万円支払った。ところが、4回しかサービスを受けていないのに閉店となってしまった。

事例2 フリーペーパーに書かれていた「ニキビがきれいになる」という誘い文句につけられ、エス

店を訪問。成人式までにはきれいになると言われ、うれしくて契約を決め、全身脱毛も併せて申し込んだ。施術は痛くて我慢できないし、脱毛部分が赤くなりできものようになったので、皮膚科で治療を受けている。また、子供の肌のようにきれいになれる高い化粧品を勧められ使用しているが、特に変化はない。

事例3 駅前の路上で呼び止められ、アンケートに答えたらエステ店に連れて行かれた。無料で痩身エステを体験後、白衣姿の先生に体を測定後、施術特典付きの健康食品と補整下着を強引に勧めた。クレジットカードで支払うことにしたが、内金を強要された。4ヶ月後、更にエステを続ける必要があると言われ、契約してしまった。



H21. 6. 23 岐阜新聞掲載